

頁	誤	正
51	17033 (原文) 線引きの目安	原文：法52条10項 10. <u>建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第42条第1項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。</u> この場合においては、 <u>当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</u>
488	12213 (問題) 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績、当該建築士事務所を <u>管理する建築士の建築士としての実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験等</u> を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績、当該建築士事務所 <u>に属する建築士の氏名及び業務の実績等</u> を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
488	12213 (解説) 解説：「土法24条の5」に「書類の閲覧」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、 <u>管理建築士の実務の経験等</u> を記載した書類を備え置き、設計等の委託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。」とわかる。	解説：「土法24条の5」に「書類の閲覧」の解説が載っており、そこを訳すと「建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、 <u>当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績等</u> を記載した書類を備え置き、設計等の委託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。」とわかる。
493	18182 (原文) 原文：建築基準法98条第二号 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u> 二. <u>第20条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）・・・の規定に違反した場合・・・の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては・・・工事施工者）</u> ……	原文：建築基準法98条第二号 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。</u> 二. <u>第20条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）・・・の規定に違反した場合・・・の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては・・・工事施工者）</u> ……
514	06215 (解答) ○	× 2008/5/22
548	07251 (原文) 原文：学校法1条 (学校の範囲) <u>この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。</u>	原文：学校法1条 (学校の範囲) <u>この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</u>
549	07254 (原文) 原文：学校法 <u>83条</u> (各種学校) <u>第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。</u>	原文：学校法 <u>134条</u> (各種学校) <u>第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。</u> 2008/7/7